

議案第 5 5 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 3 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（平成 1 9 年あきる野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加える。

第 1 条中「軽自動車税の」の次に「種別割（同法第 4 4 2 条第 2 号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。）の」を加える。

第 2 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 3 条中「前条に規定する」を削り、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 条に規定する」を削り、「軽自動車税の」を「種別割の」に、「当該税額を軽自動車税納税証紙」を「当該種別割の税額を軽自動車税（種別割）納税証紙」に改め、同条第 2 項中「軽自動車税の」を「種別割の」に改め、「前項の規定による」を削り、「軽自動車税納税済印」を「軽自動車税（種別割）納税済印」に改める。

「  
様式第 1 号中 

軽自動車税証紙 Light Automobile Tax Stamp
---------------------------------------

 を  
」

「  

軽自動車税（種別割）納税証紙 Light Automobile Tax (Category Base) Stamp
--

 に改める。  
」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。